

令和5年4月27日、国において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5月8日から5類感染症に位置づけることが決定。これに伴う国の対応については以下のとおり。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」）第21条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）についても廃止
- 特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置を終了

上記に伴う府の対応

○大阪府新型コロナウイルス対策本部

（特措法 第25条第1項）

第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

○府民及び事業者等への要請（現在の要請内容は「資料1-2」参照）

○感染防止認証ゴールドステッカー制度

○感染防止宣言ステッカー制度

○イベント開催時の「感染防止安全計画」「感染防止策チェックリスト」

以上については、令和5年5月8日に廃止・終了